

(仮称) 山中湖村立山中湖小学校建設基本設計等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は(仮称)山中湖村立山中湖小学校建設基本設計業務に向けて、提案者の知識・技能・経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名 (仮称) 山中湖村立山中湖小学校建設基本設計業務

(2) 業務内容 ①校舎の新築工事における基本設計業務を行う。

②設計業者は、山中湖村教育委員会と協議調整を行う。

・建設地 : 山梨県南都留郡山中湖村山中 321 番地 5

・敷地面積 : 建物敷地面積 約 22,275.24 m² うちグラウンド面積 約 10,000 m²

・延床面積 : 約 8,643 m²

・留意事項 : ①校舎・屋内運動場・給食センター・放課後子ども教室及び学童施設は同一建物(一体型)とする。

②1教室を 72.25 m²とする。

③普通教室各学年 2 教室×6=12 教室、特別支援教室 3 教室

・用途地域 : 都市計画区域内 無指定

自然公園法 富士箱根伊豆国立公園内第二種特別地域

建ぺい率:20% 容積率:40% 垂直積雪量:95cm

・工事概要 : 校舎新築・外構整備 等

・委託限度額: 66,928,000 円(消費税含む)

③本工事は、国(文部科学省・厚生労働省・環境省・防衛省等)及び山梨県の各種補助対象事業となることから、最終的な委託者は設計等について、国との協議・申請等にも同行し、説明を行う。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年8月29日(金)まで

3. 事務局

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1 山中湖村教育委員会(総務学校係)

電話/0555-62-3813 FAX/0555-62-9100 E-Mail: kyouiku@vill.yamanakako.lg.jp

4. スケジュール

(1) 実施要領の公表

令和7年1月6日(月)

(2) 第一次審査に関する質問票の提出期限

令和7年1月13日(月)

午後5時まで

(3) 第一次審査に関する質問への回答

令和7年1月16日(木)

(4) 第一次審査（参加申請書の審査）

ア 参加申請書等の提出期限 令和7年1月22日（水）
午後5時まで

イ 第一次審査結果の通知 令和7年1月24日（金）

ウ 技術提案書提出依頼 令和7年1月24日（金）

(5) 第二次審査に関する質問票の提出期限

令和7年2月3日（月）

午後5時まで

(6) 第二次審査に関する質問への回答

令和7年2月5日（水）

(7) 第二次審査（技術提案書及び技術提案に関するヒアリングによる審査）

ア 第二次審査書類（技術提案書等）の提出期限

令和7年2月19日（水）

午後5時まで

イ プレゼンテーション及びヒアリング

令和7年2月26日（水）予定

ウ 第二次審査結果の通知

令和7年2月28日（金）予定

5. 選考方法

本業務の審査は、設計提案コンペ方式と異なり、設計者を選ぶことを重視した公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。第一次審査は、5.（1）に掲げる専門技術力及び配置技術者の状況について参加申請書に基づき審査し、上位5社程度を選定する。第一次審査通過者について第二次審査を実施し、技術提案書と価格点の合計が最も高い者を委託候補者として選定し村長が決定する。

(1) 第一次審査（参加申請書による審査で上位5社程度を選定する）

ア 専門技術力 : 学校施設（学校教育法第1条に規定される学校とする（以下同じ））
又は、公共施設（別表「発注機関一覧表」による機関が建設した施設）
の設計業務実績、受賞実績

イ 配置技術者の状況 : 管理技術者、各担当主任技術者の資格及び経験年数、業務実績

(2) 第二次審査（技術提案書及び技術提案に関するヒアリングにより審査）

第二次審査は第一次審査を通過した参加者に対して行う。

第二次審査では新たに技術提案書等の提出を求め、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査したうえで委託候補者及び次席者を選定する。

6. 実施要領公表

(1) 公表期間 令和7年1月6日（月）から令和7年1月22日（水）まで

(2) 公表方法 山中湖村ホームページで公表する。

7. 質問受付及び回答

質問期間 令和7年1月6日(月)から令和7年1月13日(月)午後5時まで
回答日 令和7年1月16日(木)
その他 プロポーザル及び参加申請書に関する質問はE-Mailのみで受け付ける。

E-Mail : kyouiku@vill.yamanakako.lg.jp

E-Mailの標題については、「【業者名】(仮称)山中湖村立山中湖小学校建設基本設計業務プロポーザル質問書の提出について」とする。

書式は、別紙・質問書(様式2)を使用すること。

質問の回答は、令和7年1月16日(木)に山中湖村ホームページにて閲覧に供する。(閲覧期間については、令和7年1月22日(水)まで)

8. 参加申請書等の提出

提出期限 令和7年1月22日(水) 午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)
提出場所 山中湖村教育委員会
提出方法 持参または、郵便(書留)及び宅配(提出期限・時刻 必着)
提出部数 3部(正本1部、副本(複写)2部)

9. 第一次審査結果の通知 令和7年1月24日(金) 発送

第一次審査の結果については、すべての参加者に文書で通知する。また審査経過についてはいかなる問合わせにも応じない。

なお、参加申請書提出時に、宛先を記入のうえ、切手を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

10. 参加申請書

- (1) 参加申請書に必要事項を記載のうえ、押印し提出すること。 (様式1)
- (2) 所属する一級建築士3名については、直接雇用されていることを証明できる書類(資格証明書・雇用証明書(健康保険証・雇用保険証等)を添付すること。) (様式3)
- (3) 一級建築士事務所登録を証する書類を添付し、記名押印のうえ提出すること。 (様式3)
- (4) 平成17年4月以降に完成した延床面積3,000㎡以上の新築・増築・改築で、学校施設又は、公共施設の設計業務の実績を有する者を証明できる書類。 (様式4・5)
- (5) 平成17年4月1日以降に国・地方公共団体及び同団体が構成員になっている協議会等から表彰を受けた実績を有する者を証明できる書類 (任意)
- (6) 業務実績 (様式4・5)
 - (a) 業務実績は、平成17年4月以降に携わった業務について、様式4「設計事務所の業務実績一覧」に記入すること。ただし、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。
 - (b) 構造・規模は、構造種別－地上階数/地下階数を記入すること。(例 RC-5/1)
 - (c) 複合施設の場合は、用途欄に審査対象となるすべての施設用途を記入し、それぞれの施設用途

に対応する面積を延べ床面積欄に記入すること。また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

- (d) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、履行期間、構造及び面積等記入内容が確認できるもの。）及び携わった立場が確認できる書類の写し（管理技術者及び建築担当技術者届出書等）を添付すること。
- (e) 上記実績の内容は、設計コンセプト等について図面または写真等（外観及び内部の写真、または、透視図等でサイズは自由（コピー可））を貼付した様式5「設計事務所の実績概要」各1枚の範囲内で記述すること。

(7) 配置技術者 (様式6)

- (a) 本業務に配置する予定の管理技術者及び各担当主任技術者について、様式6「統括責任者・主任技術者」に記入すること。
- (b) 資格は、該当する資格名を○で囲み、それ以外であれば、その他（ ）内に資格名を記入すること。なお、管理技術者については、（ ）内に資格登録番号を、また、公告日現在の資格の保有年数を記入すること（1年未満は切り捨て）。
- (c) 管理技術者・主任技術者は雇用している証明書と免許証又は登録証の写し等を添付すること。確認できない場合は、資格として認めない。
- (d) 構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下、「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。
協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記載した上で様式7「協力事務所」に必要事項を記載の上添付すること。
- (e) 立場は、その業務で携わった担当の立場をいい、管理技術者（管理）、○○担当主任技術者（○主任）、○○担当技術者（○○担当）の別を記入すること。

1 1. 第一次審査（提出された参加申請書により審査する）

(1) 第一次審査の基準

専門技術力【60点】、配置技術者の状況【40点】の合計100点で審査する。

■専門技術力【60点】

□平成17年4月以降の実績評価【50点】

設計実績について、表1、表1-1、表1-2、表1-3により審査する。

[表1]

審査項目	審査の着目点（延床面積）	配点	関係様式
規模及び施設用途	7,000 m ² 以上の学校施設又は公共施設	50	様式4
	5,000 m ² 以上7,000 m ² 未満の学校施設又は公共施設	40	
	5,000 m ² 未満の学校施設又は公共施設	30	

[表1-1]

発注機関	発注機関係数
公的機関等（別表「発注機関一覧表」）	1.0
上記以外	0.9

[表 1-2]

建設地実績(山梨県内・県外の別)	建設地係数
山梨県内	1.0
山梨県外	0.9

[表 1-3]

施 設 用 途	施設用途係数
小学校	1.0
小学校以外の学校	0.8
公共施設	0.4

* 審査点 = 配点 × 発注機関係数 × 建設地係数 × 施設用途係数

* 増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

* 複合施設の場合は、学校の施設用途部分のみについて審査する。また、共用部分は面積按分することとする。

* 延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

□平成 17 年 4 月以降に官公庁等が行った表彰等の受賞実績【10 点】

表 2 より官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から設計者として表彰を受けた実績をもとにした審査点とする。なお、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引き渡し済みのものに限る。

[表 2]

審査項目	審査の着目点	配点	関係様式
受賞実績	受賞実績有り	10	様式 4・5

■配置技術者の状況【40 点】

□資格【12 点】

表 3 より配置技術者の資格を携わる立場ごとに審査する。

[表 3]

審査項目	携わる立場	評価する技術者資格	配点	関係様式
資 格	管理技術者	一級建築士	—	様式 6
	主任技術者	一級建築士	3	
		二級建築士	1	
	構造担当技術者	構造設計一級建築士	3	
		一級建築士	2	
		二級建築士	1	
	電気設備 担当技術者	設備設計一級建築士	3	
		建築設備士、技術士、一級建築士 二級建築士	2 1	
	機械設備 担当技術者	設備設計一級建築士	3	
		建築設備士、技術士、一級建築士 二級建築士	2 1	

* 構造、電気設備、機械設備担当の技術者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。

* 配置技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

□経験年数【8点】

表4より配置予定の管理技術者の一級建築士の経験年数について審査する。

[表4]

審査項目	審査の着目点	配点	関係様式
経験年数	一級建築士取得後20年以上	8	様式6
	一級建築士取得後10年以上20年未満	5	
	一級建築士取得後10年未満	4	

□業務実績【20点】

平成17年4月以降の配置予定の管理技術者及び主任技術者の各実績1件について、表5、表5-1、表5-2、表5-3により審査する。

[表5]

審査項目	審査の着目点（延床面積）	配点	関係様式
規模	7,000㎡以上の学校施設	10	様式6
	5,000㎡以上7,000㎡未満の学校施設	8	
	5,000㎡未満の学校施設	6	

[表5-1]

発注機関	発注機関係数
公的機関等（別表「発注機関一覧表」）	1.0
上記以外	0.9

[表5-2]

過去の実績での立場	管理技術者の評価係数	主任技術者の評価係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
上記以外の技術者の立場	0.25	0.5

[表5-3]

施設用途	施設用途係数
小学校	1.0
小学校以外の学校	0.8

* 審査点 = Σ （配点 × 発注機関係数 × 評価係数 × 施設用途係数）

管理技術者及び主任技術者の実績ごとに配点 × 発注機関係数 × 評価係数 × 施設用途係数を算出し、これを加えたものを審査点とする。

* 増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

* 複合施設の場合は、学校の施設用途部分のみについて審査する。また、共用部分は面積按分することとする。

* 延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

1 2.技術提案書

第一次審査により、選定された者は、「技術提案書作成要領」により技術提案書を作成し提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月19日(水)午後5時まで
(各日、午前9時から午後5時まで)

提出場所 山中湖村教育委員会

提出方法 持参または、郵便(書留)及び宅配(提出期限・時刻 必着)

提出部数 15部(正本1部、副本(複写)14部)

- (2) 第二次審査 「技術提案書作成要領」による。

ア 第一次審査で選定された参加者に対し、新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も評価が高い設計者を選定する。

イ 審査は、「技術提案書」の要求事項等を理解し、どのようなコンセプトで提案しようとしているのか提案資料及びプレゼンテーションに基づき、参加者へのヒアリング等をもとに行う。

ウ ヒアリング及び審査会は、非公開とする。

- (3) 現地見学会の実施

ア 日時 第一次審査結果と併せて通知する。

イ 会場 (仮称)山中湖村立山中湖小学校建設予定地

ウ その他 事前の申し込みは不要だが、参加者は、受付で名刺を提出すること。

- (4) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等の内容を具体的に説明する場として、令和7年2月26日(水)にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、詳細については第二次審査対象者に別途通知する。

- (5) 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果については、すべての参加者に文書で通知する。また、委託候補者については、山中湖村ホームページにおいても公表する。なお、委託候補者が辞退し、又は契約が無効となった場合には、次席者と契約手続きを行う。また審査経過についてはいかなる問合わせにも応じない。なお、技術提案書提出時に、宛先を記入のうえ、切手を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

1 3.技術提案書(第二次審査)

- (1) 第二次審査の基準

■技術提案書の審査【合計100点】

表6に示す審査項目及び審査の着目点に対する考え方について、審査委員がヒアリング内容を踏まえAからEまでの5段階で評価する[表6-1]。審査点は各配点に[表6-1]の評価係数を乗じて算出した合計値とし、全審査委員の平均値とする。

[表 6]

審査項目	審査の着目点	配点
I 取組意欲	当該業務を実施する上で、現状把握に加えて課題や問題点を的確に把握していて積極的に取り組む姿勢がうかがえるか。	10
II 業務の理解度	業務内容、業務背景、手続き等について理解しているか。	10
III 快適で居心地の良い学校づくり	子供たちにとって日常の学びの場となる学校施設について、より良い生活環境とするための提案が、的確性、独創性、実現性等において、理論的で説得力のあるものとなっているか。	25
IV 災害に強く安心・安全な学校づくり	地震等の災害に対する安全性や耐久性や災害時の避難所としての活用について、理論的で説得力のある提案となっているか。	20
V 景観への配慮	世界文化遺産に登録されている富士山の北麓において、利用者及び第三者に対する景観への配慮について、的確性、独創性、実現性等において、理論的で説得力のある提案となっているか。	10
VI 環境負荷軽減	地球環境の負荷軽減について、的確性、独創性、実現性等において、理論的で説得力のある提案となっているか。	5
VII コスト削減	建設後のランニングコストを少なくするアイデアについて、的確性、独創性、実現性等において、理論的で説得力のある提案となっているか。	5
VIII その他の提案	I～VIIの審査項目以外について、理論的で説得力のある提案がなされているか。	10
IX 見積金額	本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。 * 審査点 = 配点 × 最低見積金額 ÷ 見積金額	5

[表 6-1]

審査の着目点	各審査委員の評価				
	A	B	C	D	E
的確性、独創性、実現性等の観点から総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

* 審査点 = 配点 × 評価係数

的確性：各課題や参考資料などの与条件に整合する。

独創性：提案内容が新しい視点でとらえられている。

実現性：提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける根拠などが明示されている。

14. 契約の締結

山中湖村は、審査委員会において合計得点が最も高い申請者を交渉順位第1位の候補者、次点の申請者を第2位の候補者として選定する。村は、第1位の候補者と契約に向けた交渉を行うが、村が第1位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者と交渉を行う。

15. 提出書類の無効

次のいずれかに該当する参加者は無効とする。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの
- (8) 設計者（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

16. その他の留意事項

- (1) 提案者の応募は1点のみとする。
- (2) 参加申請書又は技術提案書の作成及び提出に伴う費用のすべては、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加申請書及び技術提案書に記載した配置技術者は、病気休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (4) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加申請書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加申請書及び技術提案書は設計者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (6) 技術提案書作成のために山中湖村から受領した資料は、村の許可なく公表し、又は使用することはできない。
- (7) 郵便・宅配・その他の通信手段の事故については、山中湖村はいかなる責任も負わない。
- (8) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、山中湖村が別に定める。

17. 参考資料

次の資料を参考にする。

- (1) 山中湖村第5次長期総合計画（参考資料1）
- (2) 敷地地質調査データ（参考資料2）
- (3) 地積測量図（参考資料3）

- (4) 概略事業工程表（参考資料4）
- (5) 山中湖村新設小学校基本計画（参考資料5）

別表 「発注機関一覧表」

機 関 名	内 訳
山梨県	
国機関	国土交通省、内閣府、防衛省、農林水産省、文部科学省、その他中央省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人	
市区町村	
公営企業等	（地方公社を含む）
事業団等	日本下水道事業団、その他の事業団
上記以外	高速道路株式会社、電力、ガス、電話会社、JR、私鉄、地下鉄、石油備蓄会社